

平塚第2地方合同庁舎危険物に関する経緯

1. これまでの経過

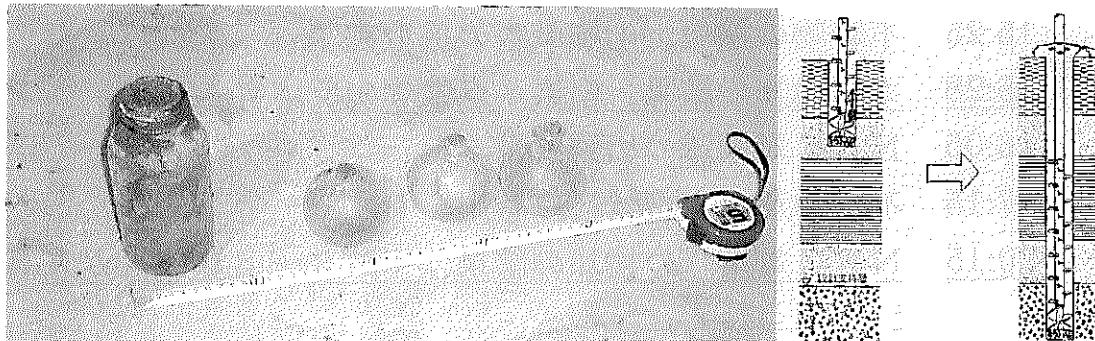
(1) 不審物発見からこれまでの経過について

1) 発見日時 平成15年4月3日（木） 18：58分頃

2) 発見場所 神奈川県平塚市西八幡1-6
平塚第2地方合同庁舎建設現場内
※当敷地は、旧相模海軍工廠化学実験部（平塚工場）
跡地である。

3) 発見の状態

山留（親杭横矢板）の親杭のためのボーリング作業中、球状のガラス瓶（直径8センチ程度の口の部分をもつ球状のもの3つ）が、掘削孔から巻き上げられた状態で発見された。また、当日もう一つのボーリング作業箇所より、広口瓶が1つ発見された。



球状のガラス瓶のうち、一つは透明な液体が封入（写真右から1番目）されており、もう一つは白い結晶状のものが封入（写真右から2番目）されていた。さらに別な一つは口元部分が無く、湿った土が付着した状態（写真右から3番目）で、瓶が元々割っていたかは不明である。

試薬瓶にも液体が封入されていた。

4) 発見後の経過

- 4/3 19:15 消防隊到着し、付近の検知のため、平塚警察署に連絡した。
- 19:39 救急車が到着、山留杭工事を行っていた作業員のうち、球状のガラス瓶が発見された箇所を施工していた3名が頭痛等を訴えたため、東海大病院へ搬送された。
- 19:43 防毒マスク等を着用した(株)間組の作業所副所長がガス簡易検知器にて、マスターD、ルイサイト及びシアン化水素（青酸）の3種をテストしたが、検知されなかった。
- 21:00 神奈川県機動隊（N B C対策隊）が現場に到着し、分析（発見現場付近の空気及び発見した瓶を収容したビニル袋の空気について）に着手した。
- 23:55 N B C対策隊による検知が終了した。マスターD及びルイサイトは検出されなかった。
- 4/4 午後 検査入院していた作業員3名が退院。
- 4/11 14:10 土壌試料の採取を開始。
- 15:25 不審物の梱包、土壌試料の採取完了
- 15:28 ガス検知の結果、塩素系有機物の反応有。
- 16:05 N B C対策隊の出動要請
- 17:15 不審物及び土壌試料の搬出
- 20:15 N B C対策隊の検知の結果、マスターD等の毒ガスは検知されず。
- 20:52 分析機関への引き渡しが終了。
- 4/14 一 分析機関において分析開始。
- 4/25 16:00 分析機関において、分析結果の報告を受ける。採取した土壌4検体のうち2検体から「マスターD及びその関連化合物」が微量、別の1検体から「くしゃみ剤の関連化合物の疑いのある物質」が痕跡程度、さらに別の1検体から、土壌溶出試験の結果、「環境基準の約6倍のヒ素」が検出された。

5) 工事従事者の状態

球状のガラス瓶が発見された際、当該ボーリング作業担当の作業員3名が頭痛を訴えた。同3名は19時39分頃現地より救急車にて、東海大学病院へ搬送された。3名とも元気ではあったが、採血検査の結果、低酸素血症がみられたため、当日は検査入院した。4日の再検査の結果、1名は横ばい、2名は回復した。3名とも午後退院した。

1週間後の再検査で3名とも異常なかったが、うち1名のみ、その後2度ほど偏頭痛や発熱を自覚した。また、請負業者副所長が4月5日及び6日に体調不良のため、7日13時頃に東海大学病院に検査に行った。検査の結果異常なし。1週間後及び2週間後の再検査の結果でも、特に異常なし。

医師に今回の瓶及び土壤についての分析結果の速報を報告したが、今回の症状との因果関係は明確になっていない。

6) 神奈川県警察（N B C 対策隊）による検知結果

4月3日の刺激臭発生後、同隊が現地へ出動し、ガラス瓶が発見された現場付近の空気及び発見したガラス瓶を収容したビニル袋の空気についての検知を行った。

また、4月11日、土壤サンプル採取の際に、ガラス瓶が発見された掘削孔から塩素系有機化合物が検出されたため、同隊が出動し、周辺空気の検知を行った。その結果は、いずれもマスタード、ルイサイトは検出されなかった。

(2) 工事着手から不審物発見までの安全対策について

1) 土壌調査

工事着手に先立ち、敷地全面にわたり、土壤汚染対策法に基づく土壤の採取調査を実施し、汚染物質が含まれているかを確認した。

調査の結果、同法による特定有害物質であるフッ素及びテトラクロロエチレンが各1箇所ずつ検出されたため、範囲特定のための再調査を行い、適切に処分する計画としていた。

2) 工事の安全対策

掘削に際しては、事前に磁気探査及びレーダー探査を行い、地中の不審物の有無を確認し、不審物を確認した場合には、試掘により特定したうえで、掘削を行っていた。

また、警察、消防と連携し、不審物等が発見された場合は速やかに対応する体制を整えていた。

2. 不審物等の分析

(1) 分析について

1) 分析等の実施者

土壤試料の採取及び分析対象物の運搬は（株）神戸製鋼が実施し、分析は（財）化学物質評価研究機構が実施した。

2) 分析の対象

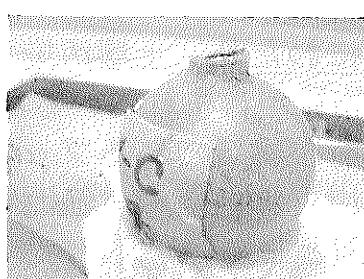
不審物（ガラス瓶4本）、不審物が発見された掘削孔内の土壤（1箇所）及び掘削残土（土中1箇所、表面2箇所）について分析を実施した。



A



B



C



D

土壤試料採取箇所

- ① 孔の部分からの土壤採取 1箇所
- ② 残土の部分からの土壤採取 3箇所

